

# 市県民税申告書の書き方

⑬ 社会保険料控除  
(3ページ)

⑮ 生命保険料控除  
(5ページ)

⑯ 地震保険料控除  
(5ページ)

⑰ 寡婦控除  
⑱ ひとり親控除  
(3ページ)

⑲ 勤労学生控除  
(3ページ)

⑳ 障害者控除  
(3ページ)

㉑ 配偶者控除  
㉒ 配偶者特別控除  
(6ページ)

㉓ (6ページ)  
扶養控除  
16歳未満の扶養親族  
(3ページ)

㉔ 特定親族特別控除  
(6ページ)

㉖ 雑損控除  
(3ページ)

㉗ 医療費控除  
(6ページ)

令和 8 年度分 市民税・県民税 国民健康保険税 申告書

	現住所	整理番号	業種又は職業
	1月1日現在の住所		電話番号
松浦市長様	フリガナ	個人番号	
出生年月日	氏名 (自業で記入)		
年 月 日	生年月日 大・昭・平・令	世帯主の氏名	
		続柄	

事業所得  
① 営業等  
② 農業  
(3ページ)

③ 不動産  
(3ページ)

④ 利子  
(3ページ)

⑤ 配当  
(3ページ)

⑥ 給与  
(4ページ)

雑所得  
⑦ (4ページ)  
公的年金等  
⑧  
業 務  
⑨  
そ の 他  
(3ページ)

⑪ 総合譲渡・一時  
(3ページ)

⑭ 小規模企業共済等掛金控除  
(3ページ)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	支払った保険料	円	
⑮ 生命保険料控除	合計	円	
⑯ 地震保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	円	
	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計
⑰～⑱ 寡婦控除 ⑲ ひとり親控除 ⑳ 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> ひひとり親控除 (学校名) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 未帰還			
⑲ 勤労学生控除			
⑳ 障害者控除			
㉑～㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除			
㉓～㉔ 扶養親族控除			
㉕ 雑損控除			
㉖ 医療費控除			

1	事業	業	業	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ
	営業	業	業	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	不動産	利	子	給	与	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除
	配	当	給	与	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	給	与	給	与	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	雑	所得	雑	所得	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	差	引	差	引	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	か	か	か	か	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	ら	ら	ら	ら	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	の	の	の	の	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	金	金	金	金	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	額	額	額	額	公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	
	430,000				公的年金等	業	務	そ	の	他	合計(⑦+⑧+⑨)	総合譲渡・一時	合計	社会保険料控除	

申告書の控えが必要な方は、申告書郵送時に返信用封筒  
(住所、氏名を記入し切手を貼ったもの)を同封してください。

**6 給与所得の内訳**

アルバイト・パート・日雇いなどで、源泉徴収票がない方は記入してください。月収がなかった月は0円と記入してください。

6 給与所得の内訳  
(月給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください)

月	日	給	勤務日数	月収
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

賞与等

賞与等	
合計	

法人番号又は所在地  
勤務先名  
電話番号

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差し引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差し引金額-特別控除額)

右上のの金額を基礎のうちに、右の金額を基礎のうちに、右の金額を基礎のうちに記入してください。  
右のの金額を基礎のうちに所得金額を記入してください。

≒合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	生年月日	性別	専従者給与(控除)	税務用印
フリガナ	氏名	生年月日	性別	専従者給与(控除)	税務用印
フリガナ	氏名	生年月日	性別	専従者給与(控除)	税務用印
フリガナ	氏名	生年月日	性別	専従者給与(控除)	税務用印
フリガナ	氏名	生年月日	性別	専従者給与(控除)	税務用印

所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	課税所得

前年(前)開始(廃止) 月 日

他都道府県の事務所等

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	個人番号	住所	国外居住
			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	住所地の共同募金会、日赤支店分	条例指定分
		都道府県 市区町村

※この表を添付に添付して、各欄にその金額を記入してください。ただし、経理費等経理費、輸送費、及び事務費等経理費(個人)は別表(別居の扶養親族等)に記入してください。上記(3)に記入する。なお、「経理費(経理費等)」を記入してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	性別	生年月日	住所	別居の場合の住所	級・度

**14 寄附金に関する事項**

寄附金の合計額が2,000円を超える場合、一定の計算式により算出した寄附金税額控除が、令和8年度市民税県民税の所得割額から控除されます。各欄に寄附した金額を記入し領収書等の証明書を添付してください。

**15 所得金額調整控除に関する事項**

給与の収入金額が850万円を超える人で、次の要件のいずれかに該当する場合は、該当する人の氏名等を記入してください。

- ・本人が特別障害者である
- ・23歳未満(平成15年1月2日以降生まれ)の扶養親族がいる
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

**7 事業・不動産所得に関する事項**

収支内訳書を作成し各欄を記入してください。(少額の小作料や借地料の場合は収支内訳書の作成は不要です。)

所得の種類、支払者の「名称」(誰からももらったか)、収入金額、必要経費を記入してください。収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を申告書表面の①②③欄に記入してください。事業専従者がいる場合は11事業専従者に関する事項欄も記入してください。

**9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項**

～個人年金がある場合～  
種目(個人年金)、支払者の「名称」(保険会社名)、収入金額、必要経費(掛金)を記入してください。  
※生命保険会社から発行された個人年金の支払証明書を添付してください。

～シルバー人材センター配分金がある場合～  
種目(配分金)、支払者の「名称」(シルバー人材センター)、収入金額を記入してください。

※シルバー人材センターから発行された配分金支払証明書を添付してください。

収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を申告書表面の⑧⑨欄に記入してください。

**11 事業専従者に関する事項**

生計を一にしている15歳以上の親族のうち、事業にもっぱら従事している人で専従者1人につきAとBのいずれか少ない金額を控除できます。(ただし配偶者控除・扶養控除と重複して適用することはできません。)

- A 50万円(配偶者は86万円)
- B  $\frac{\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$

**12 別居の扶養親族等に関する事項**

申告書表面⑭扶養控除に該当する扶養親族のうち、別居の扶養親族について、氏名、個人番号、住所を記入してください。

国外居住者の場合は該当する項目に☑をつけてください。

所得金額	内容	計算方法等
①営業等	販売業、製造業、飲食業、漁業、外交員、大工、左官等による所得	「収入金額」-「必要経費」
②農業	米、野菜、果樹などの農作物の生産、家畜の飼育等による所得	申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」欄も記入してください。
③不動産	貸家、貸地（小作料）等による所得	収支内訳書を作成し、添付してください。
④利子	預貯金の利子などの所得(ただし源泉分離課税されたものは申告不要)	「収入金額」
⑤配当	株式、出資金等の配当による所得	「収入金額」-「負債の利子」 申告書裏面「8配当所得に関する事項」欄も記入してください。
⑥給与	給与、賞与、アルバイト、パート収入等が対象になります。 源泉徴収票がない場合は申告書裏面の「6給与所得の内訳」欄に記入してください。	4ページのとおり
⑦公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、各種年金基金、恩給等が対象になります。 (遺族年金、障害年金などは非課税となるので含まれません。)	
⑧雑(業務)	原稿料、講演料等による所得	「収入金額」-「必要経費」
⑨雑(その他)	個人年金、シルバー人材センター配分金等による所得	申告書裏面「9雑所得(公的年金以外)に関する事項」欄も記入してください。
⑩総合譲渡	車両・機械などの土地建物等以外の資産の譲渡による所得 短期…取得後5年以内の譲渡 長期…取得後5年超の譲渡	所得金額は申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入して計算してください。
⑪一時	生命保険・損害保険の一時金や満期金、賞金、懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金等による所得	特別控除…50万円と「収入金額-「必要経費」のいずれか少ない方

所得控除(物的控除)	内容	計算方法等
⑬社会保険料控除	支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の支払額が控除の対象となります。 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払額が不明な場合は、各保険税(料)の担当課で納付額確認書ももらってください。 生計を一にする配偶者等の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている保険料は、あなたの控除の対象にはなりませんのでご注意ください。 源泉徴収票などに記載されていないものについては、 <b>領収書等(国民年金保険料は控除証明書)を添付してください。</b>	支払った金額の合計額
⑭小規模企業共済金等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金もしくは個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金が控除の対象となります。 <b>支払ったことがわかる証明書を添付してください。</b>	
⑮生命保険料控除	支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が対象となります。	5ページのとおり
⑯地震保険料控除	支払った地震保険料契約等に基づく保険料額が対象となります。	
⑰雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族（総所得金額等の合計金額が58万円以下の人に限り。）が、災害や盗難などにより、住宅、家財、現金などの資産に損害を受けた場合に該当します。 り災証明書、損害状況及び修理後の写真、修繕費等の領収書、被害を受けた家屋等の取得価格のわかる書類(請負契約書等)などが必要です。	いずれが多い金額 ・「差引損失額」-「総所得金額等の10%」 ・「差引損失額のうち災害関連支出の金額」-「5万円」
⑱医療費控除	あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和7年中にあなたが実際に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に該当します。	6ページのとおり
	医療費を支払った場合(従来の医療費控除) 特定一般用医薬品の購入費を支払った場合(セルフメディケーション税制)	

所得控除(人的控除)	内容	計算方法等			
⑰寡婦控除	夫と離婚した後再婚されていない方で、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、子以外の扶養親族を有する方	26万円			
	夫と死別した後再婚されていない方で、合計所得金額が500万円以下の方	26万円			
⑱ひとり親控除	令和7年12月31日現在婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる方(この場合の子は、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る)	30万円			
⑲勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人が該当します。該当する場合は申告書左の⑲勤労学生控除に☑をつけて学校名を記入してください。 在学証明書などの証明書の添付が必要です。	26万円			
⑳障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合に該当します。 該当する場合は申告書左の⑳障害者控除に対象者の氏名、フリガナ、個人番号、等級を記入してください。	特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円 その他の障害者 26万円			
	特別障害者		1級・2級	A判定	1級
	同居特別障害者		3級	B判定	2級・3級
㉑配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円（給与収入金額は123万円）以下である場合に該当します。	6ページのとおり			
㉒配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下である場合に該当します。				
㉓扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族のうち、平成22年1月1日以前生まれの方で令和7年の合計所得金額が58万円以下の方を扶養していた場合に該当します。 平成22年1月2日以降生まれの扶養親族については「16歳未満の扶養親族」(控除対象外)欄に記入してください。				
㉔特定親族特別控除	あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が58万円以下の扶養親族に該当しない方を扶養していた場合に該当します。				
㉕基礎控除	本人の合計所得金額が2,400万円以下の場合	43万円			
	本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合	29万円			
	本人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合	15万円			
	本人の合計所得金額が2,500万円超	基礎控除なし			

**⑥給与所得の求め方**

給与の収入金額から次の表で所得金額を求め申告書右の⑥給与欄に記入してください。

ただし、次の(1)または(2)に該当する人は、表により求めた金額から、

それぞれ以下に掲げる「所得金額調整控除額」を差し引いた金額を「2所得金額 ⑥給与」欄に記入してください。

(1)給与の収入金額が850万円を超える人で、次のいずれかの要件に該当する人

- ・本人が特別障害者である
- ・23歳未満（平成15年1月2日以降生まれ）の扶養親族がいる
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

「所得金額調整控除額」：(給与の収入金額－850万円)×0.1 ※限度額15万円

(2)給与所得の金額と公的年金等雑所得（下記参照）の両方の金額があり、両方の合計額が10万円を超える人

「所得金額調整控除額」：(給与所得の金額(最高10万円)+公的年金等雑所得の金額(最高10万円))－10万円 ※限度額10万円

あなたの給与収入金額 \_\_\_\_\_ 円 収入金額は申告書右のカ給与欄に記入してください。

給与の収入金額(A)	給与所得の金額	
～ 650,999円	_____ 0 円	
651,000円 ～ 1,899,999円	(A)－650,000円 _____ 円	
1,900,000円 ～ 3,599,999円	(A)÷4=(B) (千円未満切捨て)	(B)×2.8-80,000円 _____ 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(B) _____ 円	(B)×3.2-440,000円 _____ 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	(A)×0.9-1,100,000円 _____ 円	
8,500,000円 ～	(A)-1,950,000円 _____ 円	

**⑦公的年金等所得の求め方(公的年金等所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)**

公的年金等の収入金額から次の表で所得金額を求め申告書右の⑦公的年金等欄に記入してください。

あなたの公的年金等収入金額 \_\_\_\_\_ 円 収入金額は申告書右のキ公的年金等欄に記入してください。

年齢	公的年金等の収入金額(C)	公的年金等所得の金額
65歳未満の方 (昭和36年1月2日 以降生まれの方)	～ 1,299,999円	(C)-600,000 _____ 円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(C)×0.75-275,000円 _____ 円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(C)×0.85-685,000円 _____ 円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(C)×0.95-1,455,000円 _____ 円
	10,000,000円 ～	(C)-1,955,000円 _____ 円
65歳以上の方 (昭和36年1月1日 以前生まれの方)	～ 3,299,999円	(C)-1,100,000円 _____ 円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(C)×0.75-275,000円 _____ 円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(C)×0.85-685,000円 _____ 円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(C)×0.95-1,455,000円 _____ 円
	10,000,000円 ～	(C)-1,955,000円 _____ 円

⑮生命保険料控除

支払った保険料額を申告書左の⑮生命保険料控除に記入してください。

次の計算表により控除額を計算し申告書右の⑮生命保険料控除欄に記入してください。

保険会社から発行された支払額の証明書を申告書に添付してください。

支払保険料区分	支払保険料の金額(D)	控除額		
一般の 生命保険料	新契約	～ 12,000円	(D)の金額 _____円	①
		12,001円 ～ 32,000円	(D)×1/2+6,000円 _____円	
		32,001円 ～ 56,000円	(D)×1/4+14,000円 _____円	
		56,001円 ～	28,000円	
	旧契約	～ 15,000円	(D)の金額 _____円	②
		15,001円 ～ 40,000円	(D)×1/2+7,500円 _____円	
		40,001円 ～ 70,000円	(D)×1/4+17,500円 _____円	
		70,001円 ～	35,000円	
介護医療 保険料	新契約	～ 12,000円	(D)の金額 _____円	③
		12,001円 ～ 32,000円	(D)×1/2+6,000円 _____円	
		32,001円 ～ 56,000円	(D)×1/4+14,000円 _____円	
		56,001円 ～	28,000円	
個人年金 保険料	新契約	～ 12,000円	(D)の金額 _____円	④
		12,001円 ～ 32,000円	(D)×1/2+6,000円 _____円	
		32,001円 ～ 56,000円	(D)×1/4+14,000円 _____円	
		56,001円 ～	28,000円	
	旧契約	～ 15,000円	(D)の金額 _____円	⑤
		15,001円 ～ 40,000円	(D)×1/2+7,500円 _____円	
		40,001円 ～ 70,000円	(D)×1/4+17,500円 _____円	
		70,001円 ～	35,000円	

① + ②
③(最高28,000円) _____円

②と③のいずれか 大きい金額
④ _____円

④ + ⑤
⑥(最高28,000円) _____円

⑤と⑥のいずれか 大きい金額
⑦ _____円

生命保険料控除額 ④ + ⑦ + ⑦ (最高70,000円) _____円
--

⑯地震保険料控除

支払保険料区分	支払保険料の金額(E)	控除額	
地震保険料	～ 50,000円	(E)×1/2 _____円	①
	50,001円 ～	25,000円	
旧長期損害 保険料	～ 5,000円	(E)の金額 _____円	②
	5,001円 ～ 15,000円	(E)×1/2+2,500円 _____円	
	15,001円 ～	10,000円	

地震保険料控除額 ① + ② (最高25,000円) _____円
--

②1 配偶者控除

配偶者の年齢	控除額		
	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
70歳未満	33万円	22万円	11万円
70歳以上	38万円	26万円	13万円

②2 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額		
	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
580,001円 ~ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001円 ~ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001円 ~ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001円 ~ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001円 ~ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001円 ~ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001円 ~ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円

②3 扶養控除

特定扶養親族	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ	45万円
老人扶養親族	昭和31年1月1日以前生まれ	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の直系親族で同居している人	45万円
一般扶養親族	上記以外の人	33万円

②4 特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
580,001円 ~ 950,000円	45万円
950,001円 ~ 1,000,000円	41万円
1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円
1,050,001円 ~ 1,100,000円	21万円
1,100,001円 ~ 1,150,000円	11万円
1,150,001円 ~ 1,200,000円	6万円
1,200,001円 ~ 1,230,000円	3万円

②8 医療費控除

令和7年中に支払った医療費等の金額	_____円	(A)
保険金等で補填される金額	_____円	(B)
(A) - (B)	_____円	(C)
申告書⑫ × 0.05 ※	_____円	(D)
10万円と(D)のいずれか少ない金額	_____円	(E)
(C) - (E)	_____円	

※山林所得、退職所得、分離課税の所得がある人は計算が異なりますので税務課市民税係にお尋ねください。